

平成 25 年 10 月 28 日

学 生 各 位

副学長（教育・学生担当）

岩本 俊孝

台風 27 号の接近に伴う暴風警報の発令を理由とする
授業欠席における特別欠席手続の取扱いについて

台風 27 号の接近に伴う暴風警報の発令を理由として、10 月 25 日（金）の午前中の授業を欠席した学生については、各学部の特別欠席の規程に基づき、通学時間その他の事情等を勘案して学生自身に過失がないと認められる場合には、学生自身に不利益な取扱いとならないように、特別欠席の措置を講ずることができます。該当学生は速やかに各学部の教務・学生支援係（医学部学生は医学部学生支援課）に特別欠席願を提出する手続を取るようになしてください。